

○河北郡市広域事務組合職員職名規則

制定	平成16年3月1日	規則第3号
改正	平成17年4月1日	規則第5号
	平成19年3月30日	規則第7号
	平成23年4月1日	規則第2号
	令和2年4月1日	規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、理事会の事務部局に勤務する常勤の職員（同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）をもってあてる職の設置について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 前条に定める職員の種類及び職名は、次のとおりとする。

局長、会計管理者、次長、課長、所長、課長補佐、所長補佐、室長、館長、係長、主査、主事、技師、技能士

附 則

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。